

ネットワーク構築支援事業に関する協議 確認事項

(およびネットワーク維持管理サービスについて)

1. サービスの定義と形態

ここでいうネットワーク構築支援事業とは、株式会社ジオブレイン(以下甲という)が御社(以下乙という)事業所内において、主にパソコンを中心とする小規模なコンピューターネットワークの構築とその支援を行うことをいう。小規模なネットワークとは主たる基幹的なファイルサーバが1台、クライアントのパソコン(以下PCという)が最大20台程度のネットワークを指す。支援サービスの形態は乙の事業所に出向く場合(オンサイトサービス)と、電話・FAX・Eメールなど出向かないもの(オフサイトサービス)とがある。

2. 契約者(乙)の定義と(甲の)業務エリア

基本的には乙の支店・支社・事務所・営業所等、1事業所との契約とする。甲が対応する業務エリアは契約事業所の営業担当管轄エリアとする。専任技術者が不在等の事由により上部統括事業所で契約する場合には、この限りではない。

3. 契約期間と業務の内容

1) 第1フェーズA(1ヶ月間)

乙からネットワークの実情と将来的な構想を聞き取り、既成メニューからの基本システムの提案を行う。内容的にはネットワークOS、およびハード(サーバやPC)、インターネットの回線増設、等の新規購入提案を行う。そして詳細な業務分析を行い、購入ハード・ソフトの選定など最適な個別システムを検討する。

2) 第1フェーズB(1ヶ月間)

業務分析を踏まえた個別システム提案を前提に、必要なサービスメニューを選択し、購入物件の決定・調達および付帯工事の依頼・実施を行う(本作業は準備として御社が実施)。

3) 第2フェーズ(1ヶ月間)

オンサイトで機器配置、各種サーバの設定、ルータの設定、PCの設定などを行う。各PC間でのファイルの共有、プリンタの共有、ルータ経由のインターネットアクセスで完成とする。

第3フェーズ(3ヶ月間程度)はアフターサービスとして無料のオフサイトサポートを行う。

4. オンサイトサービスと維持管理サービスについて

オンサイトサービスは、準備の進捗およびハードの調達設置状況に応じて随時行う。完成後のPCの追加などは別途精算か、維持管理サービスで行うものとする。

ネットワーク構築支援事業および維持管理サービス 契約書

株式会社ジオブレイン(以下甲という)と御社(以下乙という)とは、ネットワーク構築支援事業および維持管理サービスについて、下記のとおり契約する。

記

第1条 契約内容

左記の各協議・確認事項および下記の各条を遵守し、主にパソコンを中心とする小規模なコンピューターネットワークの構築とその支援を行うこと。

第2条 構築支援サービス契約期間

契約期間を下記のとおりとする。最長期間はオンサイトの3ヶ月間とする。

自) 平成 年 月 日 ~ 至) 平成 年 月 日

第3条 構築支援の契約金額および支払い

上記期間における契約金額を、消費税別で10万円とする。契約成立の月末から1ヶ月以内に3万円を、第2フェーズ終了期末の月末から1ヶ月以内に残る7万円を、甲の指定する銀行口座に消費税5%を加算して振り込むものとする。

第4条 維持管理サービス契約期間

契約期間を下記のとおりとする。また最長期間を1年間とする。

自) 平成 年 月 日 ~ 至) 平成 年 月 日

第5条 維持管理の契約金額および支払い

上記期間における契約金額を、消費税別で10万円とする。上記期間の中間期の月末から1ヶ月以内に5万円を、また契約期末の月末から1ヶ月以内に残る5万円を、甲の指定する銀行口座に消費税5%を加算して振り込むものとする。

第6条 付則

左記協議・確認事項および本契約書に定めない事項、あるいは疑義が発生した事項については、双方協議して速やかに解決に当たるものとする。

以上契約の証として本書を2通作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各1通ずつ保管するものとする。

平成 年 月 日

甲 株式会社 ジオブレイン
代表取締役 小林 昇

乙 (御社名、事業所名)
(事業所代表者名)